○防衛省告示第百十二号

日 本 国とアメリ カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日 本国に

お け る合 衆 玉 軍 隊 \mathcal{O} 地 位 に . 関す る協定 第二条 \bigcirc 規 定 足により Ź メリ 力 合衆 国 が 使 用 を許され る施 設 及 び 区 域 E

令和五年六月一 日

つい

部

返

還、

共 同

使

用、

追加提供及び

新規提

供 が

· 令和

五年五月三十日次のとおり

決定された。

防衛大臣 浜 田 靖 一

陸 上 施設

○</l></l></l></l></l> 部 返 還

本 市

熊

五

兀

北

熊

本

駐

屯

地

施

設

番

号

施

設

名

所

所

有関係

摘

要

在 地 名

玉

有

建 物 . . 約 匹 五. 平 方メートル

令和四年 十月三日

施設番号 施 設 名 所 在 地 名 所有関係 摘 要

木更津飛行場 木更津 市 玉 有 土地: 約三、六〇〇平方メート

受電

所等

 \mathcal{O}

整備

用地とし

して共同:

使用

す

ル

る。

使用期間:当該財産の返還の日まで

沖 :禅 県国 頭 郡国 頭 村 国有 土 地 . . 約六〇〇平 方 バメー 1 ル

六〇〇一

北部訓練場

帰県国 頭郡東村 電柱 等 の移設及び 更新 \mathcal{O} ため共 (同使用) す

沖

縄

る。

使用期間:当該財産の返還の日まで

(郡金武町 国有 土地:約七三〇平方メートル

六〇一一

キャンプ・ハンセン

沖縄

県国

頭

公有土地:約三一、○○○平方メートル

一般廃棄物最終処分場用地として共同使

施設番号 施

三八一

硫黄島通信所

東京都小笠原村

国有

設

名

所

在

地 名

所有関係

使用期間

: 当該財産の返還の日まで

用する。

摘

建物::

約五、二〇〇平方メートル

国 有

工作物

. .

鋪

床

等

訓 練 施設として追加提供する。

期間:令和五 年六月一 日から令和六

使用

年三月三十一 日までの間、 兀 回 回に

つき約五 日 間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設 の 一

部

を、 地位協定第二条第四項 (b)の適用ある

要

施設及び区域として提供する。提供期間

中は、地位協定の関連ある条項が適用さ

れる。

海上演習場関係

◎新規提供

硫黄島訓練区域

一区域

第一区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

(1) 北 緯二 兀 度 四六分三九 九 秒、 東経 兀 度一 七分二二・二秒

(2)北 緯二 兀 度 兀 五. 分〇〇 九 秒、 東 経 四一 度一 六分五二· 八 秒

(3) 北 緯二 兀 | 度四 五. **一分○**. 九 九 秒、 東経 四一 度一六分一六 ・二秒

(4)北 緯二 兀 度四六分四八 九秒、 東経 兀 度一六分四五 · 〇秒

一区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれ でる区域

(1)北 緯 兀 度 兀 五. 分 四 五. • 兀 秒、 東 経 兀 度二〇分〇 五. 九 秒

(2)北 緯 兀 度 兀 五. 分 一 一 八 秒、 東 経 兀 度二〇分一 九 秒

(3)北 緯 兀 度 兀 兀 分三〇 九 秒、 東 経 兀 度一 八分一 五. 六 秒

(4)

北

緯二

兀

度

匹

五.

分〇五

秒、

東経

兀

度

八分〇

八

秒

第三区域 次 \mathcal{O} 各 点 を順 次には . 結ぶ: 線 に ょ 0 7 井 ま れ る 区 域

(1) 北 緯 兀 度 兀 九分〇三・ 八 秒、 東 経 兀 度二〇 分 五 九 秒

(2)北 緯二 兀 度 匹 八分三二・ 六秒、 東経 兀 度二〇分三八 九 秒

北 緯二 几 度 兀 九分〇三・ 八 秒、 東経 兀 度一 九分四三・一

秒

北 緯 兀 度 兀 八分三三· 八 秒、 東 経 兀 度 八 分一〇 秒

(4)

(3)

(5)北 緯 兀 度 四 九 分〇六 八 秒、 東 経 兀 度 七 分 五 六 秒

(6)五秒

北 緯 匹 度四九分四二・八秒、 東経 兀 度 九分四 五

高度一五二メートル(五○○フィート)以下とする。

三用途

本区 一域は、 海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四摘要

本区域を、 地位協定第二条第四項的の適用ある施設及び区域として、令和五年六月二十日から同月二

十九日までの間提供する。この期間中は、 地位協定の関連ある条項が適用される。